

2024年度(令和6年度)第1回大学・薬局 合同小委員会 議事録(案)

日時:2024年(令和6年)4月12日(金)13:00~13:50

場所:慶應義塾大学薬学部 1号館地下1階 中講堂(Zoom 併用)

出席者:大学小委員会委員、薬局小委員会委員

1. 協議事項

1. 認定実務実習指導薬剤師の不在事例について

嶋田修治 大学小委員会委員長より、実習終了後に大学が提出する報告書の中に薬局実習先に認定実務実習指導薬剤師(以下、指導薬剤師)が不在で改善を申し入れても改善されないものが見られること、同様の事例が東京理科大学の薬局実習先でも見られること、さらにこれらの事例の特徴はチェーン展開している大手の薬局に見られることが紹介された。

これについて、委員からいくつかの意見が出された。

1)根岸 健一 委員(北里大学)

大手の薬局にはエリアマネージャーが在籍し、1店舗の固定ではなく複数店舗をまとめて統括する勤務形態をとっている。エリアマネージャーが指導薬剤師として登録されていると、店舗に常時指導薬剤師が在籍しないことは当然起こり得る。今後、店舗への指導薬剤師の常駐をどの程度まで縛るかについて、大学小委員会と薬局小委員会の間で協議することが必要と考える。

2)杉山 宏之 委員(千葉県薬剤師会)

指導薬剤師が店舗に常勤していることが実務実習の受入要件であるため、エリアマネージャーを指導薬剤師として登録し、複数店舗で学生の実習受入を行うのは、正しい姿ではない。

3)原 正朝 委員(日本保険薬局協会)

当協会も指導薬剤師が店舗に常勤していることが実務実習の受入要件であることを認識している。事例の薬局のように、学生の実習店舗に指導薬剤師が普段在籍せず、他店舗に勤務しているのはおかしい。本来ならば、会社の中で店舗に指導薬剤師が存在するように調整すべきであり、それが不可能なら受入枠をエリアにお返しすべきである。

4)朝倉 俊成 委員(新潟薬科大学)

新潟県でも指導薬剤師の不在事例に遭遇することがある。特に人事異動に伴うものが多いが、人事異動が決まったら早急に大学に相談して頂くよう、薬局および病院のどちらにもお願いしている。

5)久保田 充明 委員(神奈川県薬剤師会 薬局小委員会委員長)

指導薬剤師が店舗に常勤していることが実務実習の受入要件であり、人事異動で指導薬剤師が不在になったら会社の責任として後任の指導薬剤師を配置すべきであることは調整機構から通知されているはずである。決まりが守れない状況で実習を行うのはおかしいので、大学が事態を把握した場合は、その施設が存在する都県の薬局小委員会の委員へ連絡し、きちんと対処して頂きたい。

実習開始前または実習中に大学が指導薬剤師の不在状況を知った場合の対処法について、前田 智司 委員(日本薬科大学)と廣原 正宣 委員(昭和薬科大学)から質問が出たが、伊東 明彦 事務局長(関東地区調整機構)より総括がなされた。

1)指導薬剤師が店舗に常勤していることが実務実習の受入要件である。

- 2) 実習中に指導薬剤師が不在になる可能性になった場合、大学と施設で解決にあたって不在問題が改善されれば実習を継続しても良い。
- 3) もし改善されなければ、大学はエリアに相談して施設を変更して頂き、指導薬剤師が存在する施設で実習を行うべきである。そしてその内容を調整機構事務局に報告する。
- 4) 大学は改善できなかった施設情報を当該都県の薬局小委員会の委員に連絡し、薬局小委員会は今後状況を改善して頂くような方策をとって頂きたい。

2. 特に学生に起因する実務実習中のトラブルについて

嶋田修治 大学小委員会委員長より、2023 年度の III 期および IV 期においては、学生に起因する実務実習のトラブルが目につき、キーワードとして「適応障害」、「コミュニケーション不足」が散見されたことが報告された。その原因として、学生はコロナ禍の中で大学生活を送ったこと、これらの素因（精神面の脆弱さ）を持っている学生が増えていることなどが紹介された。

これについて、委員からいくつかの意見が出された。

1) 廣原 正宣 委員 (昭和薬科大学)

事前に学生の方から自身の精神面の脆弱さの申告があれば、担当教員および指導薬剤師の間で実習完遂に向けた色々と対応が可能であるが、中には申告せず我慢する学生も存在する。

2) 向後 麻里 委員 (昭和大学)

低学年からの学内での実習で、トラブルになりそうな学生の情報を共有し、実際に学生の実務実習を担当する教員にその情報を伝えている。

3) 前田 智司 委員 (日本薬科大学)

実務実習への学生の不安事項などを把握するために事前に看護師がアンケートを実施し、その内容について実際に学生の実務実習を担当する教員と情報共有を図っている。

4) 朝倉 俊成 委員 (新潟薬科大学)

当大学も複数回アンケートを行っているが、自身の精神面の不安を申告しない学生が存在し、そのような学生に限って実習が始まると問題に至る事例がある。申告しない学生をどのようにフォローするかが悩ましい。

5) 久保田 充明 委員 (神奈川県薬剤師会 薬局小委員会委員長)

精神面で不安を抱える学生については、実習先が決まってからではなく、是非エントリーの段階で情報を頂けると薬局の割り振りなどに活用できるので、是非ご協力を頂きたい。

3. 指導者に起因する実務実習中のトラブルについて

嶋田修治 大学小委員会委員長より、2023 年度の III 期および IV 期においては、学生に起因する実務実習のトラブルが目につき、キーワードとして「パワハラ」、「指導の厳しさ」が散見されたことが報告された。

これについて、委員からいくつかの意見が出された。

1) 田極 敬一 委員 (東京都薬剤師会)

ハラスメントについては薬剤師会が主催する伝達講習会で毎回注意喚起を行っているが、ご自身が中々それに気づいていない事例が見られる。今後はロールプレイによる研修を行い、ハラスメントについての自覚について会員と情報共有を図っていきたい。

2) 杉山 宏之 委員 (千葉県薬剤師会)

講習会も良いが、当事者と個別に話をする機会を増やすのも良く、個別に言った方が効くような印象を持っている。

3) 仲澤 きよ美 委員 (山梨県薬剤師会)

学生が言いたいことや悩みを自由に言える窓口を薬剤師会に設置している。

以上

文責(嶋田 修治)